

議第2号 諮問事項 土岐市国民保護計画（素案）について

土総第938号  
平成18年7月19日

土岐市国民保護協議会 会長 様

土岐市長 塚 本 保 夫

土岐市の国民の保護に関する計画について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第39条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

国民保護法第35条第1項の規定により市が作成する国民の保護に関する計画に関すること

土岐市国民保護計画 構成

編	章	項目
1 総論	1 市の責務、計画の位置づけ、構成等	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等、構成見直し、変更手続、市地域防災計画との関連、用語の定義
	2 国民保護措置に関する基本方針	基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、国民の協力、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施、国民保護措置に従事する者等の安全の確保
	3 関係機関の事務又は業務の大綱	関係機関の事務又は業務の大綱、関係機関の連絡先
	4 市の地理的、社会的特徴	地理的特徴、社会的特徴
	5 市国民保護計画が対象とする事態	武力攻撃事態、緊急対処事態、NBC攻撃の場合の対応、本市において特に留意すべき事項
2 平素からの備えや予防	1 組織・体制の整備等	市における組織・体制の整備、関係機関との連携体制の整備、通信の確保、情報収集・提供等の体制整備、研修及び訓練
	2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	避難に関する基本的事項、避難実施要領のパターンの作成、救援に関する基本的事項、運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等、避難施設の指定への協力、生活関連等施設の把握等
	3 物資及び資材の備蓄・整備	基本的考え方、国民保護措置のために必要な物資及び資材の備蓄、整備、市が管理する施設及び設備の整備及び点検等
	4 国民保護に関する啓発	国民保護措置に関する啓発、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発
3 武力攻撃事態等への対処	1 初動体制の迅速な確立及び初動措置	初動体制、事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
	2 市対策本部の設置等	市対策本部、通信の確保
	3 関係機関相互の連携	国・県対策本部との連携、県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等、自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託、指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請、市の行う応援等、ボランティア団体等に対する支援等、住民への協力要請
	4 警報及び避難の指示等	警報の伝達等、避難住民の誘導等
	5 救援	救援の実施、関係機関との連携、救援の内容、医療活動を実施する際に特に留意すべき事項、既存民間防災組織との連携、救援に従事する者の安全確保
	6 安否情報の収集・提供	安否情報の収集、県に対する報告、安否情報の照会に対する回答、日本赤十字社に対する協力
	7 武力攻撃災害への対処	生活関連等施設の安全確保等、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等、応急措置等
	8 被災情報の収集及び報告	被災情報の収集、被災情報の報告、被災情報の提供
	9 保健衛生の確保その他の措置	保健衛生の確保、廃棄物の処理
	10 国民生活の安定に関する措置	生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保
	11 特殊標章等の交付及び管理	特殊標章等、特殊標章等の交付及び管理、特殊標章等に係る普及啓発
4 復旧等	1 応急の復旧	基本的考え方、公共的施設の応急の復旧
	2 武力攻撃災害の復旧	国における所要の法制の整備等、市が管理する施設及び設備の復旧
	3 国民保護措置に要した費用の支弁等	国への負担金の請求、損失補償及び損害補償、総合調整及び指示に係る損失の補てん
5 緊急対処事態への対処		緊急対処事態、緊急対処事態における警報の通知及び伝達